

# 政治活動用事務所に掲示する立札及び看板に関する手引き

山口市選挙管理委員会

## 1 掲示できる立札及び看板の類の総数

山口市議会議員又は山口市長の選挙に係る公職の候補者等 1 人につき 6 枚、同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて 6 枚です。

また、一つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、通じて 2 枚以内です。

(注) 当該選挙の期日の告示日前に掲示した物であれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに取付けて掲示することはできません。

## 2 立札、看板の掲示できる場所 (別紙参照)

立札及び看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示しなければなりません。

(注) 事務所の実態の無い場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所 (ガードレール等) に取付けて掲示することはできません。

## 3 立札、看板の規格 (別紙参照)

縦 1 5 0 cm、横 4 0 cm を超えないもので、縦、横どちらにして使用しても自由です。

(注) 立札・看板の類の規格は字句の記載される部分のみでなく、その下に脚が付いている等の場合は、その脚の部分等も含みます。

## 4 証票の表示

山口市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

(注) 証票は候補者個人用 (〇〇事務所)、後援団体用 (〇〇後援会連絡事務所など) の 2 種類があります。

## 5 証票の交付申請書、証票の再交付申請、証票の返還の届出、変更の届出

- (1) 証票交付申請書……………事務所に看板等を掲示または更新する時
- (2) 証票再交付申請書……………証票の紛失、破損または汚損をした時
- (3) 届出事項の異動届……………事務所の所在地を変更したとき
- (4) 証票返還届……………候補者でなくなった時

## 6 罰則規定

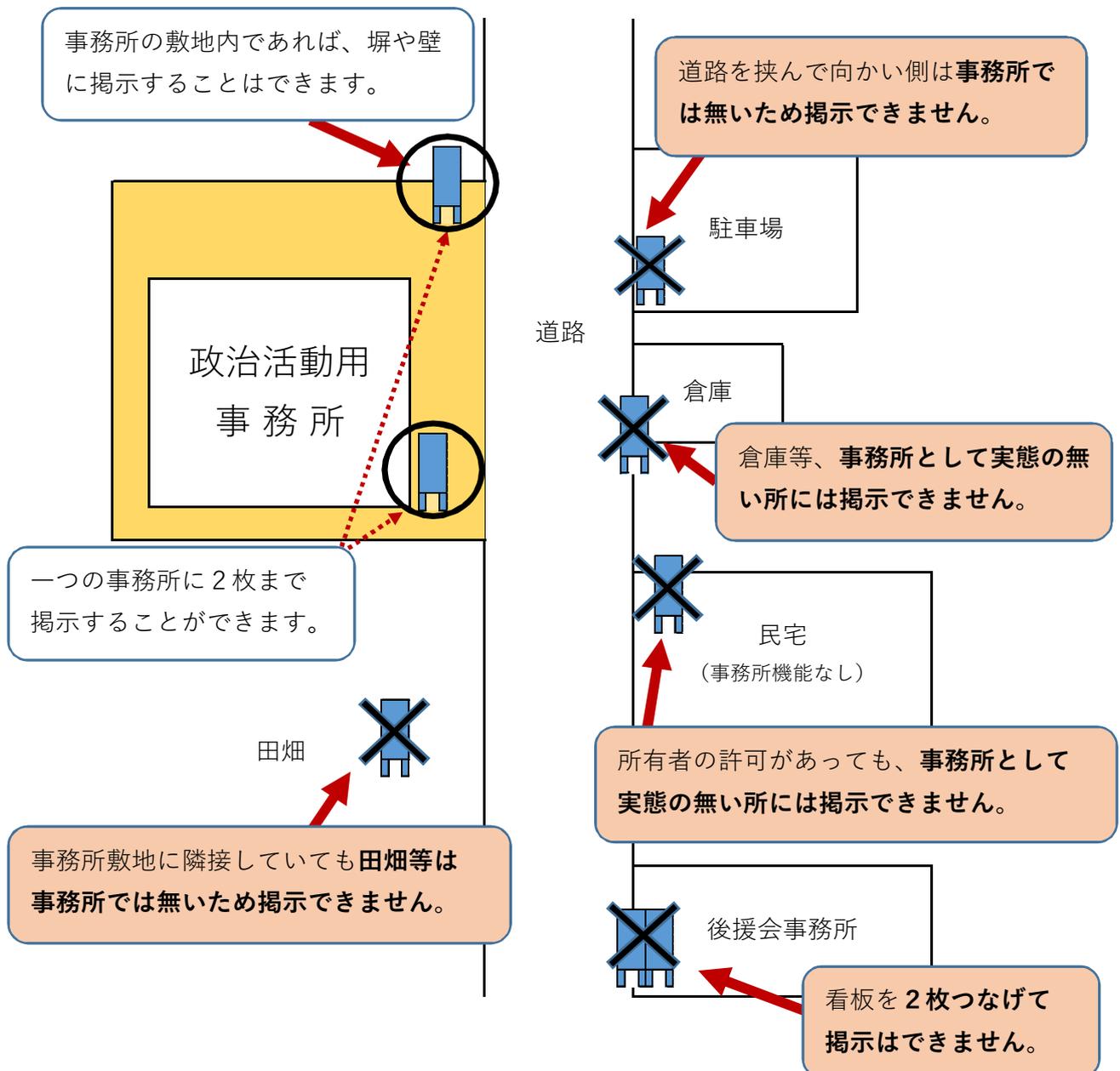
行政指導を行った上で、立札及び看板の類の数、大きさ、掲示場所又は証票の表示等に違反があった場合は、2 年以下の禁固又は 5 0 万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。

# 立札・看板の掲示できる場所

- ① 一つの事務所に掲示できる立札及び看板は、**通じて2枚以内**です。
- ② 政治活動用事務所から相当離れたところに掲示することや、政治活動用事務所の存在しない駐車場、田畑等に掲示することは禁止されています。

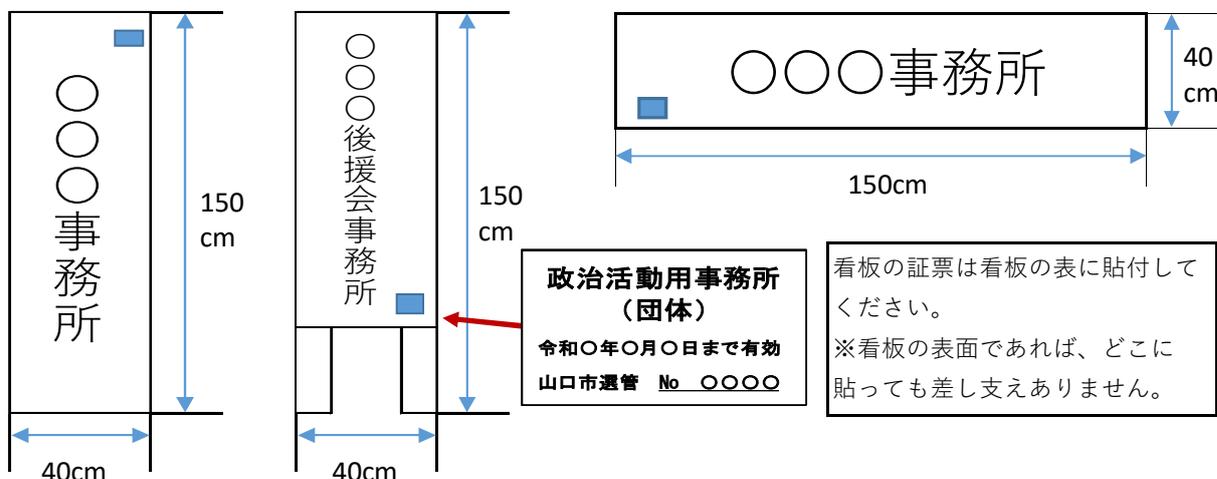
※立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実態の無い場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所（ガードレール等）に取り付けて掲示することはできません。

## 【例図】

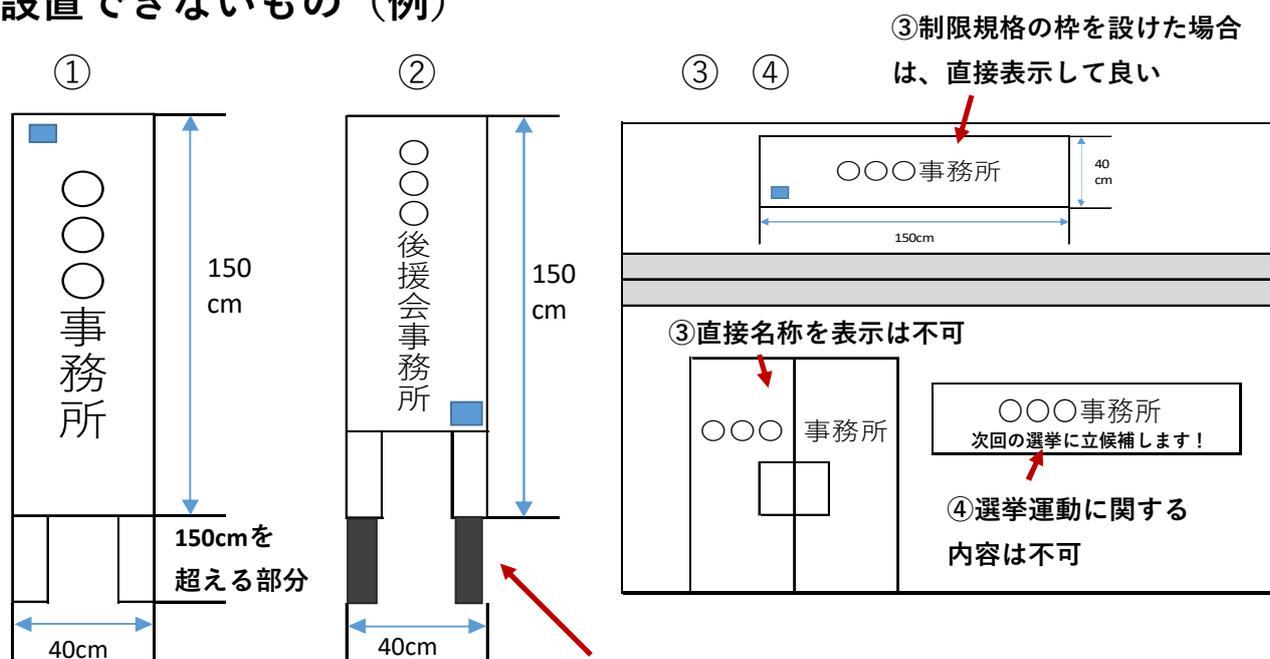


# 立札・看板の規格

## 設置できるもの



## 設置できないもの (例)



杭などで継ぎ足した部分は、脚とみなされます。

- ① 脚を含めると150cmを超えてしまう立札・看板を設置することはできません。
- ② 杭などで看板に継ぎ足した場合は、杭なども看板の一部とみなしますので、設置はできません。
- ③ 事務所の扉などに直接名称を記載（表示）したものなどは、立札・看板の類と認められないので掲示できません。ただし、制限規格内の枠を設け、そこに直接後援団体の名称を記載したものは、立札・看板の類と認められるので使用できます。
- ④ 政治活動用事務所の場所を示すための看板であるので、選挙運動に関する内容は記載してはいけません。